

公示番号：170441

国名：パキスタン

担当部署：パキスタン事務所

案件名：バロチスタン州農業普及員能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（農業研修）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：農業研修
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年8月上旬から2017年11月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.77M/M、合計 1.27M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	23日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月19日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月4日(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	農業普及員研修に係る業務
対象国／類似地域	パキスタン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし。
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

パキスタンのバロチスタン州は、パキスタン西部のアフガニスタン及びイラン国境に接する国内最大の面積（約 3500 万 ha）を有する州で、パキスタンの陸地面積の 42% を占める。人口密度はきわめて低く、人口は約 750 万人程度と推計されている。バロチスタン州では、州内の労働人口の約 7 割が何らかの形で農業に従事しているものの、山がちな地形と水不足のため、農業収入が平均月間世帯所得に占める割合は低く、農業が所得の創出に効果的に貢献できていない。バロチスタン州農業統計（2015 年）によると、現状の農業利用がなされている土地面積は約 250 万 ha である一方、約 380 万 ha は、耕作可能性が見込めるが農業利用がなされていない土地とされる。

バロチスタン州の農業では特に果樹栽培が盛んで、1980 年代以降、各種援助により一大果樹生産地域に大きく変化し、ドライフルーツ等の高付加価値加工品の生産も盛んとなった。その他、小麦、米、野菜、家畜飼料も盛んに生産されているが、農業開発・農業普及にかかる指標は他州と比べても低い。当該地域の農民の生計向上のためには、農業生産技術の向上と普及による生産性の向上が急務となっている。

他方で JICA は、国境をアフガニスタンと接するハイバル・パフトゥンハー州（Khyber Pakhtunkhwa：KP 州）に対して、2015 年 2 月から 2017 年 6 月にかけて技術協力プロジェクト「国境地域農業普及員能力向上プロジェクト」を実施した。同プロジェクトは、イスラマバードにある国立農業研究センター（National Agricultural Research Center; NARC）において、KP 州の農業普及行政官及び農業普及員に対して最新の農業技術と普及実践の技能を習得させるとともに、普及実践中の指導・支援を行った。その結果、プロジェクト中に合計 761 件の普及活動が実施され、5,800 名を超える農家が様々な農業技術の伝達を受け、当該技術を採用した。

KP 州に対する上記プロジェクトの成功を受け、パキスタン政府は、バロチスタン州農業普及局に配置された農業普及行政官及び農業普及員を通じて、農民に農業技術・知識を普及し、農業生産性を高めることを目的として、「バロチスタン州国境地域農業普及員能力向上プロジェクト」を 2016 年に我が国に協力要請した。

なお、JICA は「テロ対策・国境地域などの安定化・発展支援プログラム」の一環として、アフガニスタン・パキスタン国境地域の社会・経済的安定のため、生計向上に寄与する支援を実施しており、本プロジェクトは、そのプログラムの中において、主要産業である農業の生産性向上により世帯収入の安定を図ることを目的としたものである。

本詳細計画策定調査は、バロチスタン州における農業普及活動の状況、州内の農業（果樹生産含む）の生産性向上を阻害する課題等を確認し、収集した情報を分析・整理した上で、パキスタン側とプロジェクトの協力の枠組み（上位目標、プロジェクト目標、成果、活動、指標、協力期間、実施体制、投入等）について確認・協議し、

プロジェクト実施に関する合意文書（M/M）の締結を行うとともに事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、プロジェクトの目標、成果、活動の中心となる農業普及行政官及び普及員に対する研修について、バロチスタン州の多様な農業形態を勘案のうえ、研修対象郡を検討し、効果的な研修計画の策定を支援する。

本調査では、現地調査期間中に適宜、JICA 団員に対し現状報告を行い、本プロジェクトの方向性について協議を行う。その結果を踏まえて更なる情報収集や相手国政府との協議を行うこととする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2017年8月上旬～8月下旬）

- ①要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書、他ドナーが実施する類似プロジェクト等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ②パキスタン側関係機関に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ③JICA 職員が作成する PDM (Project Design Matrix)（案）（和文、英文）、PO (Plan of Operation) 案（和文、英文）、モニタリングシート案（英文）について、担当分野の観点から助言する。
- ④担当分野に係る現地協議用資料を作成する。
- ⑤調査団内の事前打合せ（TV 会議）に参加する。

(2) 現地業務期間（2017年9月上旬～9月下旬）

- ①JICA パキスタン事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクトの背景・目的・内容を確認する。（要請書や関連報告書等の内容を踏まえたうえで、パキスタン側関係機関のニーズを確認する。）
- ③パキスタン側関係機関から、研修の実施体制の案を確認のうえ、効果的な研修実施に必要な体制を検討・提案する。（要請書では、NARC のみが実施機関とされているが、本調査にてバロチスタン州政府農業普及局等の関係機関を実施機関に加えることも検討する。）
- ④JICA パキスタン事務所を通じて回収される質問票を分析し、その結果を団内で共有する。質問票調査を踏まえ、関係者へのインタビューを通じて、以下ア)～ウ)を含む関連情報・資料をイスラマバード及びクエッタ（※）において収集し、現状把握及び課題の分析を行うと共に、他のJICA 団員及びその他の関係者と協議を行い、協力の枠組み（活動案含む）等を検討する。（※ 10. 特記事項（1）①現地業務日程参照）

ア) パキスタンの農業分野（特に農業普及）における開発動向

イ) バロチスタン州農業の現状、バロチスタン州農業普及局のニーズ、農民のニーズ（但し、農村部での農民への直接のヒアリングは治安上の制約から行わない。）

ウ) 研修対象とする郡の選定条件(例: 州内を典型的な農業気候に応じ分けし、代表する郡を選出するなど)

- ⑤ 研修科目、研修の全体計画、対象人数、研修対象郡を提案し、パキスタン側関係機関との協議を行う。
- ⑥ プロジェクトに係る JICA 側の投入規模(専門家の分野、MM、派遣計画、機材等)を担当分野の観点から算定する。
- ⑦ 調査団及びパキスタン側関係機関と協議の上、JICA 職員が作成する PDM (案)(和文・英文)、PO (案)(和文・英文)、モニタリングシート案について、担当分野の観点から助言する。
- ⑧ 関係者との協議をもとに JICA 職員が作成する討議議事録(R/D: Record of Discussions)(案)(英文)及び合意文書(M/M)(案)(英文)について、担当分野の観点から助言する。
- ⑨ JICA 職員が作成する評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)分析を含む事業事前評価表(案)(和文・英文)について、担当分野の観点から助言する。
- ⑩ 担当分野に係る現地調査結果を団内に共有し JICA パキスタン事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間(2017年10月上旬～11月中旬)

- ① JICA 職員が作成する事業事前評価表(案)(和文・英文)について、担当分野の観点から助言する。
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は以下とする。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
上記(1)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まず(見積書に計上して下さい)。
航空経路は、日本⇒イスラマバード⇒日本を標準とします。
- (2) 戦争特約保険
災害補償経費(戦争特約経費分のみ)の計上を認めます。対象地域等については「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険(戦争特約)について」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>)を参照ください。
- (3) 一般管理費等の上限加算
本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとは言いがたい地域であり、

通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされます。このため、一般管理費等の率について10%を上限として加算し、一般管理費等を計上することができますものとし、(イスラマバード市・アボダバード市を含むパキスタン全土における現地業務及び国内作業全体に係る一般管理費等について加算可とします。)

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地業務期間は2017年9月6日～2017年9月28日(9月27日現地発)を予定しています。なお現地業務はイスラマバードにおいて行うことを基本とし、数日間程度のクエッタ出張(パキスタン事務所スタッフ同伴)を予定します。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下の予定です。

- ア) 総括 (JICAパキスタン事務所)
- イ) 協力企画 (JICAパキスタン事務所)
- ウ) 評価分析 (JICAパキスタン事務所)
- エ) 農業研修 (本コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAパキスタン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ及びパキスタン国内航空券の手配・支給
全行程に対する移動車両を提供し、クエッタでの警護や防弾車の手配は、JICAパキスタン事務所にて手配・負担します。またクエッタへの渡航は、パキスタン国内航空券をJICAパキスタン事務所にて手配・支給します。
- エ) 通訳傭上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
JICAが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料をJICAパキスタン事務所より電子データにて送付します。連絡先; pt_oso_rep@jica.go.jp
 - ・「パキスタン国国境地域農業普及員能力向上プロジェクト業務完了報告書」
 - ・要請書、NARC作成事前資料

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意し、JICAパキスタン事務所の指示に従ってください。現地の治安状況については、JICAパキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。必要な携帯電話については、JICAパキスタン事務所から貸与します。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上